主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意のうち、違憲をいう点は、その実質は単なる法令違反の主張であり、判例違反をいう点は、所論引用の判例(名古屋高裁昭和二七年(け)第二号同年四月八日決定・高刑集五巻四号五七〇頁)が既に当裁判所の判例(最高裁昭和三七年(し)第三五号同年九月二七日第一小法廷決定・裁判集刑事一四四号六八三頁)によって変更されたと認められるから、前提を欠き、いずれも刑訴法四三三条の抗告理由に当たらない。

よって、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成四年一一月一三日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	袁	部	逸	夫
裁判官	坂	上	壽	夫
裁判官	貞	家	克	己
裁判官	佐	藤	庄 市	郎
裁判官	可	部	恒	雄